

## 家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について (検討会中間取りまとめ骨子(たたき台))

### 1 和牛の遺伝資源保護に係る知的財産制度の活用の可能性

#### (1) 和牛の遺伝子特許等の戦略的取得

- ① 遺伝子配列は有限であること等から、和牛の新規遺伝子の構造決定と機能解明を効率的に推進していくことが重要。
- ② 特に他の品種にない優れた肉質等に関連する遺伝子について、解析や機能解明が急務。
- ③ 全国の研究機関・研究者が連携して、和牛に特有の遺伝子の特性とその活用についての特許を戦略的に取得することが重要。
- ④ 和牛の遺伝的特徴を生かすような新規技術等については、遺伝子解析・機能解明と関連付けた総合的な特許権化を進めることが重要。

#### (2) 和牛の遺伝資源保護のための知的財産等の活用

- ① 特許権等の関係者間の融通、国民サービスの向上のための活用等、知的財産の戦略的マネジメントの仕組みが必要。
- ② 遺伝子を利用した品種鑑別法は、輸入牛肉・輸入子牛との峻別に活用でき、攻めの農政の観点からも重要。
- ③ 遺伝性疾患に関する遺伝子を解明した診断法の特許の活用により、多くの遺伝性疾患の発生が未然に防止され、和牛生産に大きく貢献。
- ④ 海外に和牛の遺伝資源が流出している状況を踏まえ、既に我が国と海外の和牛の競争が始まっていると認識し、いかにして海外に負けない和牛を生産していくかという視点で対応することが重要。
- ⑤ 海外に負けない和牛を生産するためには、効率的な改良が重要。個体識別データや枝肉データの収集システム等を活用して、全国的な改良体制を強化すべき。

#### (3) 地域団体商標制度の活用

- ① 輸入牛肉との差別化を促進するため、地域団体等は新たな地域団体制度を活用すべき。なお、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することも検討すべき。

#### (4) 動物そのものへの知的財産権の設定

- ① 特許法下では、交配による改良では新規性が認められないこと等から動物そのものに特許権を取得することは困難。
- ② 世界の動向等を踏まえると、動物に種苗と同様の育成者権を設定することは困難。

### 2 家畜改良増殖、品種表示に関する制度の活用の可能性(第3回検討事項)

#### (1) 和牛精液の流通管理の徹底について

〔これまでの関連意見〕

- 精液が海外流出した状況を踏まえ、和牛を繋養する家畜人工授精事業体が協議し自主的に精液の流通管理を厳格化することが必要。

#### (2) 厳格な「和牛」表示の徹底について

〔これまでの関連意見〕

- 牛肉の「和牛」表示について、家畜登録制度と関連付けるべき。